

はじめに  
～計画の全体像について～





## はじめに ～計画の全体像について～

### 第1節 計画の策定方針

#### 1. 計画の目的及び前提

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び日野市防災会議条例第2条の規定に基づき、日野市防災会議が作成・修正する計画であり、市、都及び指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体事業者及び市民が、その有する全機能を発揮し、市の地域における防災に関し、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画は、被害想定や近年の災害から得た教訓、社会経済情勢の変化、及び市民などの提言を可能な限り反映し、策定した。

#### 2. 計画の性格及び範囲

##### （1）性格

この計画は、市域に係る災害予防・減災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び各防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的計画である。

そのため、市、都及び各防災関係機関の責務を明確にするとともに、市民、事業者などの責務も踏まえた、事務及び業務の一貫性を図る計画としている。

また、災害に対処するための恒久的な計画であるため、法令等に特別な定めがある場合を除き、防災に関してはこの計画による。

##### （2）範囲

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、都知事が実施する災害救助のうち、同法第30条の規定に基づき都知事から市の災害対策本部長（市長）に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画等防災に関する各種の計画を包含するもので、災害対策基本法第2条第1項第1号に定める災害の対応を定めたものである。

##### 【災害の定義】

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然災害又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害等とする。（災害対策基本法第2条第1項第1号）

##### 【政令で定める原因】

放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。（災害対策基本法施行令第1条）

### 3. 計画の構成

この計画には、市及び防災関係機関が行うべき災害対策を、予防・減災対策、応急対策、復旧・復興対策の各段階に応じて具体的に記載している。本計画の構成は、以下のとおりである。

なお、大震災に対応した震災編を日野市地域防災計画の基幹となる編として位置づけ、複合災害に対応するため、風水害、大規模事故、原子力災害、火山災害及び東海地震対策においても実施すべき重複事項をこの編に盛り込んだ構成になっている。

#### 【日野市地域防災計画の構成】

本冊	震災編	第 1 部	日野の防災力の高度化に向けて
		第 2 部	予防・減災計画
		第 3 部	初動・応急・復旧計画
		第 4 部	男女共同参画による災害復興計画
	風水害編	第 1 部	風水害に強い日野をめざして
		第 2 部	予防・減災計画
		第 3 部	初動・応急・復旧計画
	大規模事故編		
	原子力災害編		
	火山災害編		
東海地震対策編（警戒宣言に伴う対応措置）			
別冊	資料編		

### 4. 他の計画との関係

#### (1) 法令に基づく防災業務計画及び都地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、日野市の区域に係る災害から市民（来訪者を含む）の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画と整合するよう定めたものである。

#### (2) 第5次 日野市基本構想・基本計画「2020プラン ともに創ろう 心つながる 夢のまち 日野」との関係

日野市基本構想・基本計画「2020プラン ともに創ろう 心つながる 夢のまち 日野」（以下「2020プラン」という。）は、日野市の将来を見据え、平成23年度から平成32年度までの10年間に、何を目標にどのようなまちづくりを進めていくのかを示すものである。

日野市地域防災計画は、2020プランにおける7つのまちづくりの柱のうち

- ・柱6 安全で安心して暮らせるまち
- ・基本施策602 災害から市民をまもる

を踏まえて策定したものである。

### (3) 日野市事業継続計画（BCP）との関係

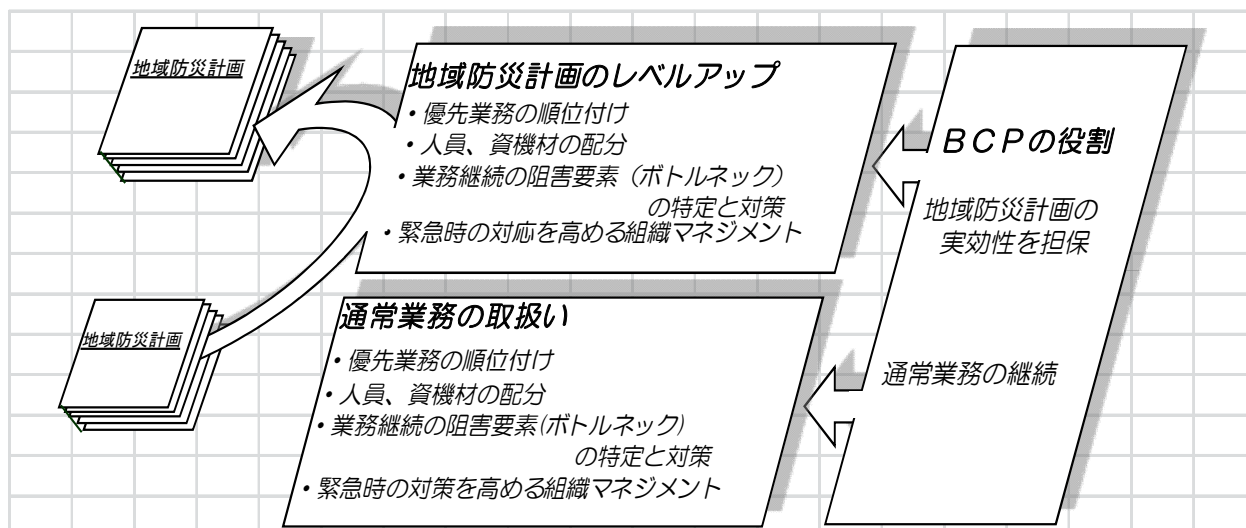
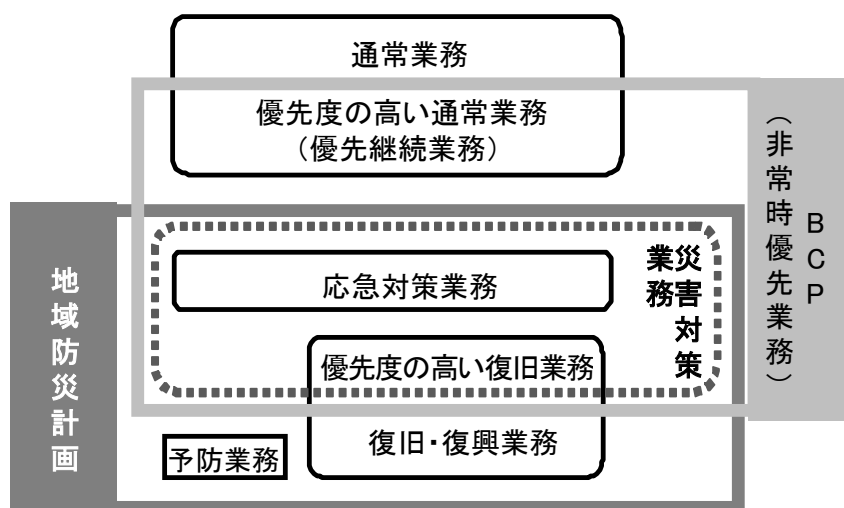
日野市地域防災計画と日野市事業継続計画の危機管理に関する計画における対応は、関連・類似している部分も多いことから、一方の計画に修正が生じた場合、必要に応じて速やかに整合を図り、他方の計画を修正する。

日野市地域防災計画は、日野市が市民、事業者、各関係団体等と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る事務又は業務を総合的に示す計画であるため、必ずしも市庁舎や職員が被災することは前提としていない。また、市の行うべき通常業務で継続するものがあることも前提としていない。

一方、日野市事業継続計画（以下「BCP」という。）は、市庁舎や職員が被災することを前提に業務資源の確保等の観点から、地域防災計画で定められている業務や優先的な継続業務といった「非常時優先業務」がいつの時点からどの程度実施可能かを検証し、その実現のための具体的手順を定めるものである。つまり、BCPを策定することにより、地域防災計画の実効性が担保されるのである。

ただし、地域防災計画は、BCPにより実効性が担保され続けるだけでなく、事業継続の観点から検証を行い、必要に応じ地域防災計画そのものの見直しを行うものである。

（日野市事業継続計画〈地震編・水害編〉【第1版】 平成22年1月 日野市より引用）



## 第2節 計画の習熟

- 市及び防災関係機関は、平常時から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。
- 市は地域防災計画に基づき、具体的な各部の応急対策を「各部マニュアル」として策定するとともに、随時見直しを図る。

## 第3節 計画の修正

- この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。
- したがって、市及び防災関係機関は、関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議事務局（市総務部防災安全課）に提出しなければならない。